

経営支援資金特別融資

経営支援

令和6年4月版

| 融資名 | 融資限度額 | 資金用途 | 償還期間 据置期間 | 年利率 | 利子補給 | 信用保証料 補助 |
|----------------|-----------|--------------|---------------|------------|--------------------------|-------------|
| 経営支援資金 特別融資 | 2,000万円まで | 運転資金 設備資金 | 6年以内 6ヶ月以内 | 2.0% 以内 | 1.5%以内 (本人負担 0.5%) | 全額補助 |

申込受付期間

令和7年3月31日(月)受付分まで

融資対象者

融資対象者は、次の各号に規定する要件を満たし、融資の返済が可能であると認められる中小企業者です。

- (1) 江戸川区内に住所（法人にあっては本店）を有する中小企業者であること。ただし、事業所を区内のみに有し、3年以上経営実績のある個人については、この限りでない。
- (2) 江戸川区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。ただし、1年以上経営実績があり、かつ、本店を区内に移した法人については、この限りでない。
- (3) 個人にあっては特別区民税又は市町村民税を、法人にあっては法人都民税又は法人市町村民税を完納していること。ただし、地方税法第15条若しくは同法第15条の4の規定による徴収猶予又は同法第20条の5の2の規定による期限の延長がなされた場合は、この限りでない。
- (4) 法律に基づく資格、許認可等を要する業種にあっては、その資格を有し、又は許認可等を受けていること（当該資格を取得又は当該許認可等を受けることが確実と見込まれる場合を含む。）
- (5) 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- (6) 次のいずれかに該当していること。

① 最近3ヶ月^{*1}の売上高の合計が前年同月比と比較してマイナス10%以上減少していること

② 直近（前期）決算の売上総利益^{*2}もしくは営業利益^{*3}が前々期決算と比較して、マイナス10%以上減少していること

③ 最近1ヶ月の売上高が、最近1ヶ月から前年同月までの期間^{*4}のうち任意の連続する3ヶ月間の売上高の平均と比較してマイナス10%以上減少していること

※1 直近3ヶ月とは、申請月の前月（事情により前月の数字が確定していない場合は前々月）から、その前2ヶ月を含む3ヶ月の期間を指します。

※2 売上総利益とは、（売上高）－（売上原価）のことを指します。

※3 営業利益とは、（売上高）－（売上原価）－（販売費および一般管理費）のことを指します。

※4 最近1ヶ月が令和6年4月の場合、最近1ヶ月（令和6年4月）～前年同月（令和5年4月）の13ヶ月となります。

資 金 使 途

- ・事業に必要な運転資金、設備資金を対象とします。

保 証

- (1) 原則として信用保証協会の保証を要します。

ただし、取扱金融機関が債権保全に必要かつ十分と認める連帯保証人又は担保提供の能力のあるものは、この限りではありません。

- (2) 連帯保証人は、信用保証協会の基準によります。

個人：原則として不要 法人：原則として代表者

申請に必要な書類

※下記のほか、審査の過程で資料の提出を求める場合があります。

| | | |
|----|---|---|
| 1 | 江戸川区中小企業振興事業資金融資申込書（黄色2枚組） | 【区指定様式】 中小企業相談室、取扱金融機関 本支店で配布しています。 |
| 2 | 利子補給金申請等委任状（白色2枚組） | |
| 3 | 信用保証料補助金交付申請書（青色2枚組） | |
| 4 | 資格証明書（写）、許認可証（写）等 ※法律に基づく資格及び許認可等を要する業種の場合は添付 | |
| 5 | 経営状況説明書・売上高計算書 【区指定様式】中小企業相談室で配布、ホームページ掲載 | |
| 6 | 売上高、売上総利益、営業利益等の減少を確認するための資料 （詳細は『制度に関する質問と回答』の問5を参照のこと） ※売上等確認資料の提出が困難な場合は、所定の欄に金融機関の支店長印または担当税理士印があれば確認資料の省略可 | |
| | 《法 人》 | 《個 人》 |
| 7 | 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） | — |
| 8 | 印鑑証明書（法人のもの）各2通 ※再申込の場合1通 | 印鑑証明書（申込人のもの） 2通 |
| 9 | 法人税納税証明書〈その1〉又は法人事業税納税証明書 | 所得税納税証明書〈その1〉又は個人事業税納税証明書 |
| 10 | 法人都民税納税証明書 （又は法人市町村民税納税証明書） | 特別区民税納税証明書又は市町村民税納税証明書 ※江戸川区民は省略可 |

※郵送希望の場合は、返信用封筒（レターパック、またはサイズ角2以上の封筒に送付時と同重量の簡易書留分の切手を貼付）

申込み(郵送)から融資実行まで

- (1) 申込書類（所定の申込書、経営状況説明書）と上表の資料を区に申込み（郵送）します。

金融機関代行可。 《提出先》江戸川区中小企業相談室（〒132-8501 江戸川区中央1-4-1）

- (2) 審査の結果、申込内容があっせんに適している場合、希望金融機関あての紹介書を発行し、申込書(控)や添付資料と合わせて申込者に返送します。（金融機関代行の場合、金融機関へ交付）
- (3) 申込者は、希望金融機関へ紹介書一式を提出します。
- (4) 金融機関及び信用保証協会にて融資の可否について審査のうえ、融資が実行されます。
- (5) 融資実行後、金融機関から融資内容に関する報告書（融資結果報告書）等を区に提出します。

制度に関する質問と回答

問1 【利用限度額について】

経営支援資金特別融資（経営支援）は一般融資の扱いと聞きました。既存の区一般融資（マル区、区小口）と融資枠は同じ扱いになりますか？

答) 『経営支援』は一般融資の扱いになりますが、融資枠は別枠になります。例えば、マル区（運転資金）2,500万円、経営支援（運転資金）2,000万円で利用可能です。

問2 【利用回数について】

『経営支援』で4月に500万円申込み、月末に融資を受けましたが、売り上げの減少が続いているので、再度『経営支援』を利用できますか？

答) 利用済み残高と新規申込額の合計が2,000万円以下であれば、受付期間中に申込みは何度でも可能です。

問3 【セーフティネット保証の適用】

『経営支援』にセーフティネット保証を利用することは可能ですか。

答) セーフティネット保証で利用することは可能です。

問4 【借換後の新たな融資の申込み】

特例借換資金融資（特例借換）で『経営支援』を借換えました。その後、運転資金が必要となったのですが、再度、『経営支援』を利用できますか？

また、運転資金の他に設備資金も必要です。設備でも利用できますか？

答) 利用については融資限度額以内であれば、利用可能です。

また、マル区と同様に償還期間等同じであれば、運転と設備を1本化することも可能です。（ただし、お申込み時には2口としての申し込みとなります。）

問 5

【売上高の減少確認資料】

確認資料とは、どのような資料が必要ですか。

答) 確定申告に用いた損益計算書、製造原価報告書、販売費および一般管理などの決算報告書の写しを提出してください。

① 最近 3 ヶ月の売上高の合計を前年同月比と比較する

試算表、法人事業概況説明書など

② 直近（前期）決算の売上総利益もしくは営業利益を前々期決算と比較する

「損益計算書」「〇〇原価報告書」「販売費および一般管理費」などの決算資料。（個人事業者の場合の「営業利益」は、「売上金額」から「売上原価」、「経費」を控除した「引当金額」を当てます。）

③ 最近 1 ヶ月の売上高を最近 1 ヶ月から前年同月までの期間のうち、任意の連続する 3 ヶ月間の売上高の平均と比較する

例) 直近 1 ヶ月が令和 6 年 4 月の場合

令和 6 年 4 月～前年同月（令和 5 年 4 月）の 13 ヶ月のうち、任意の連続する 3 ヶ月間の試算表（「損益計算書」「〇〇原価報告書」「販売費および一般管理費」）や法人事業概況説明書など